

令和 2 年度 建設業法等研修会資料



和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

目次

建設業法等の改正について	01 ページ
社会保険等未加入対策について	13 ページ
監督処分について	14 ページ
経営事項審査について	16 ページ
建設工事入札参加資格審査について	26 ページ

お知らせ

令和2年度建設業法等研修会の、CPD及びCPDSの学習履歴申請は主催者（和歌山県技術調査課）が行います。個人による学習履歴申請は必要ありませんので、ご注意ください。

～建設業法等の改正について～

和歌山県技術調査課

出典：国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000175.html)

新・担い手三法について ～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
令和2年9月

1. (1) 工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のために必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

2

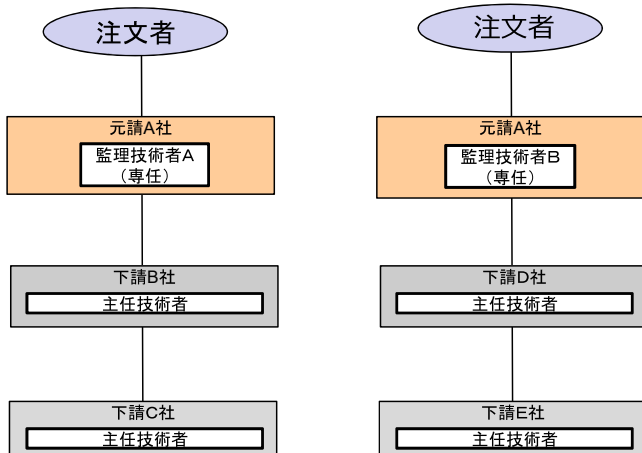
2. (1) 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

【現 状】

- ・建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

工事 1

工事 2

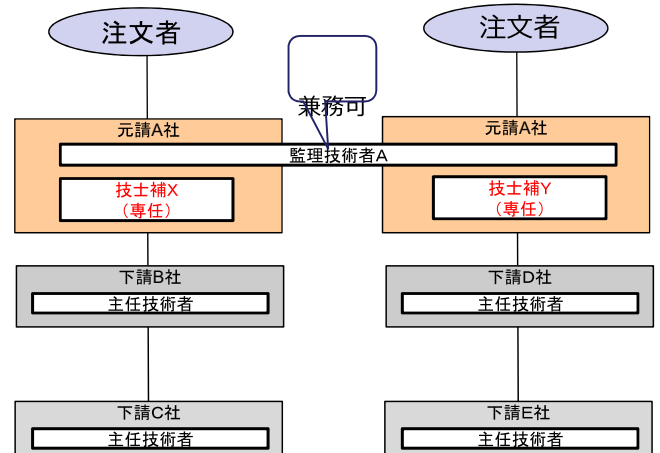


【改正後】

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)
- ・政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

工事 1

工事 2



3

2. (2)技術検定制度の見直し(建設業法第27条)

技士補制度の創設

現行制度

技術検定

- 学科試験
- 実地試験

※いずれも合格

技士

改定後(案)

技術検定

○第1次検定

合格

技士補

○第2次検定

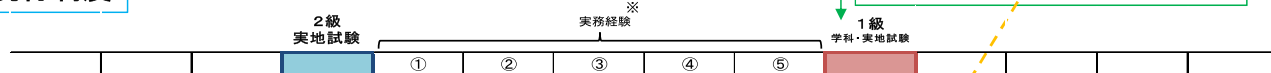
合格

技士

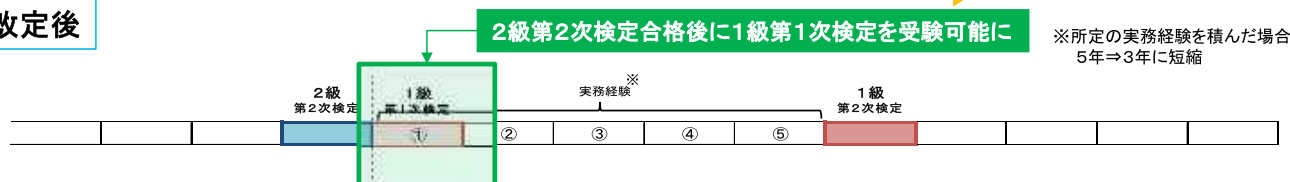
1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする。

現行制度



改定後



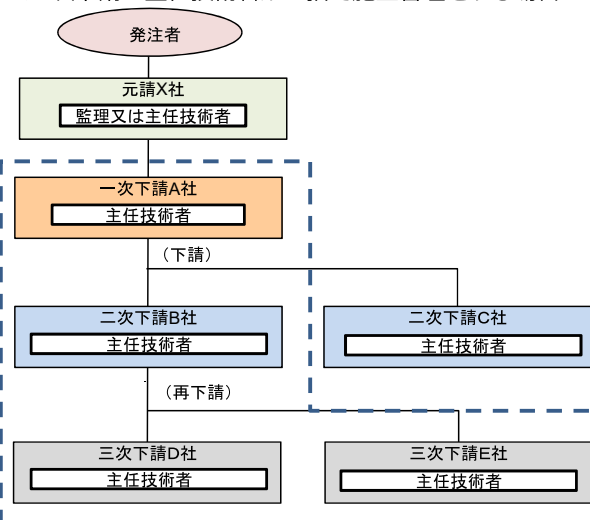
4

2. (3)主任技術者の配置義務の見直し①(建設業法第26条の3)

【現 状】

本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、第26条の規定により全ての二次下請、三次下請(B~E)がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞

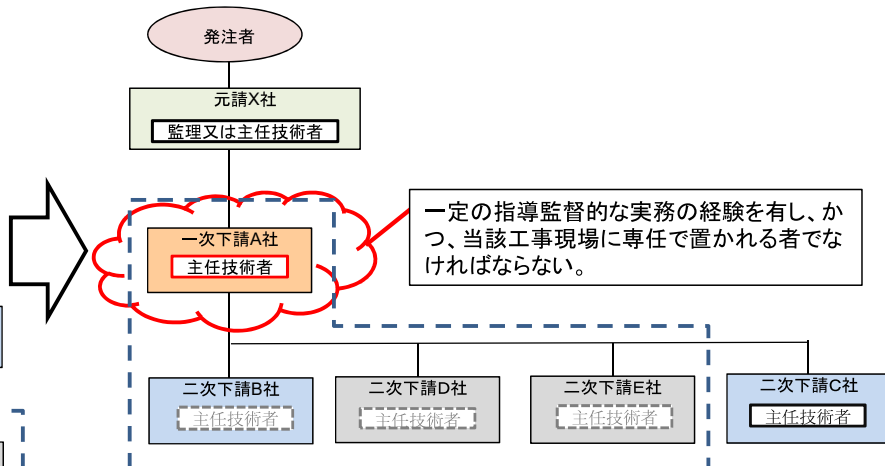


一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。(B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

【改正後】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。(新第26条の3)

(※) 適用対象は、下請代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。



効果

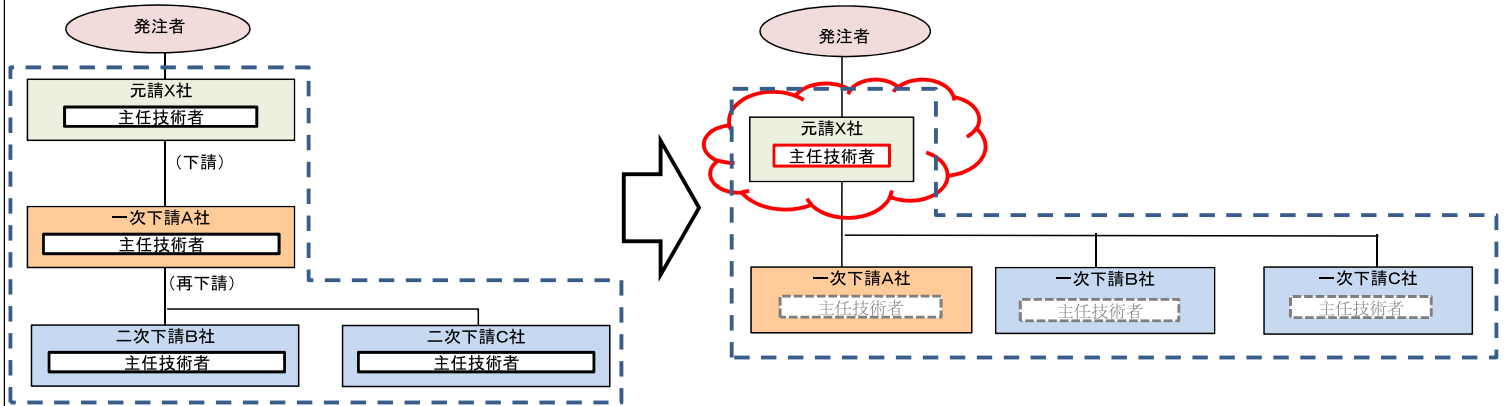
元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

建設業における重層下請構造の改善に寄与

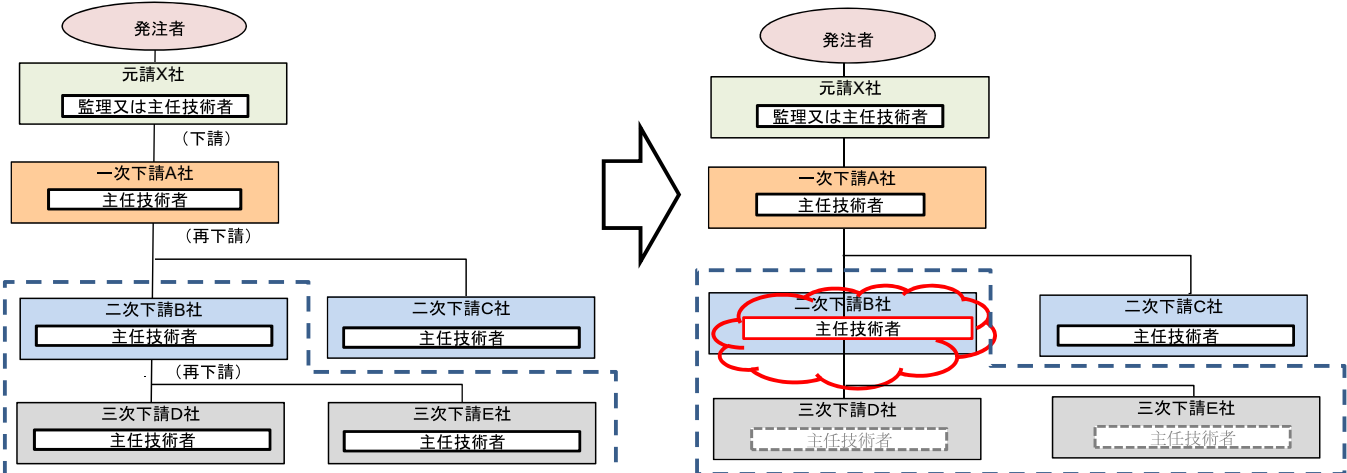
5

2. (3) 主任技術者の配置義務の見直し②(建設業法第26条の3) 国土交通省

＜元請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞



＜二次の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞ ※三次以下でも同様の形で施工可能



6

2. (3) 主任技術者の配置義務の見直し③(活用にあたっての要件) 国土交通省

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、鉄筋工事及び型枠工事とする。

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が3,500万円以上となっていることを踏まえ、3,500万円未満とする。

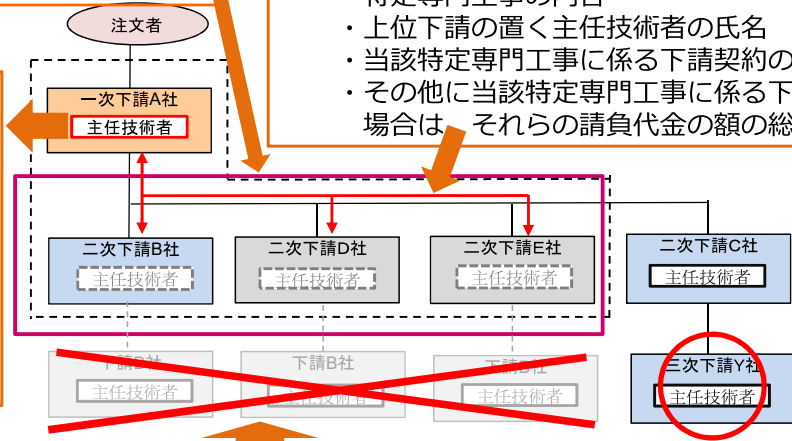
配置される主任技術者の要件 (第6項)

- 上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。
- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
 - ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

手続き (第1. 3. 4. 5項)

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・ 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・ その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額



再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる ※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

7

3. (1) 許可基準の見直しについて(建設業法第7条関係)

※令和2年10月1日施行

- ・ 現行の許可の基準は①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性の4つ
- ・ 今般、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力（経営業務管理責任者）に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとした。

(旧)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 (略)

(新)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

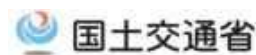
一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二～四 (略)

8

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

①法第7条第1号の省令で定める基準について



法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するであること。



- 建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経営業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

について、直接に補佐する者になるようとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

9

適正な社会保険への加入を許可要件とする

健康保険

厚生年金
保険

雇用保険

適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは

- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

適用事業とは

- ・労働者が雇用される事業

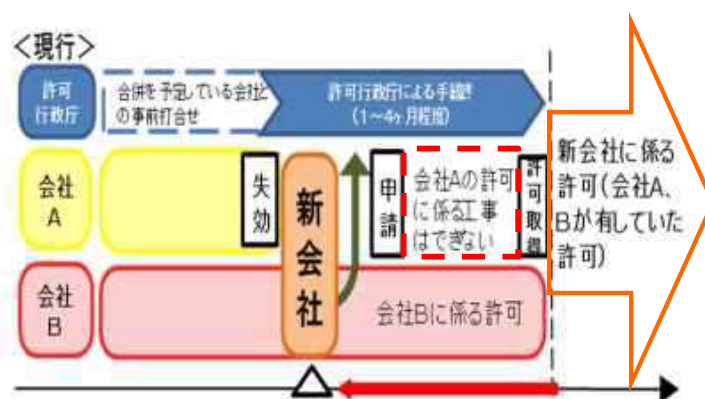
10

3. (2)建設業者の地位の承継について（建設業法第17条の2・3）

【現 状】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。

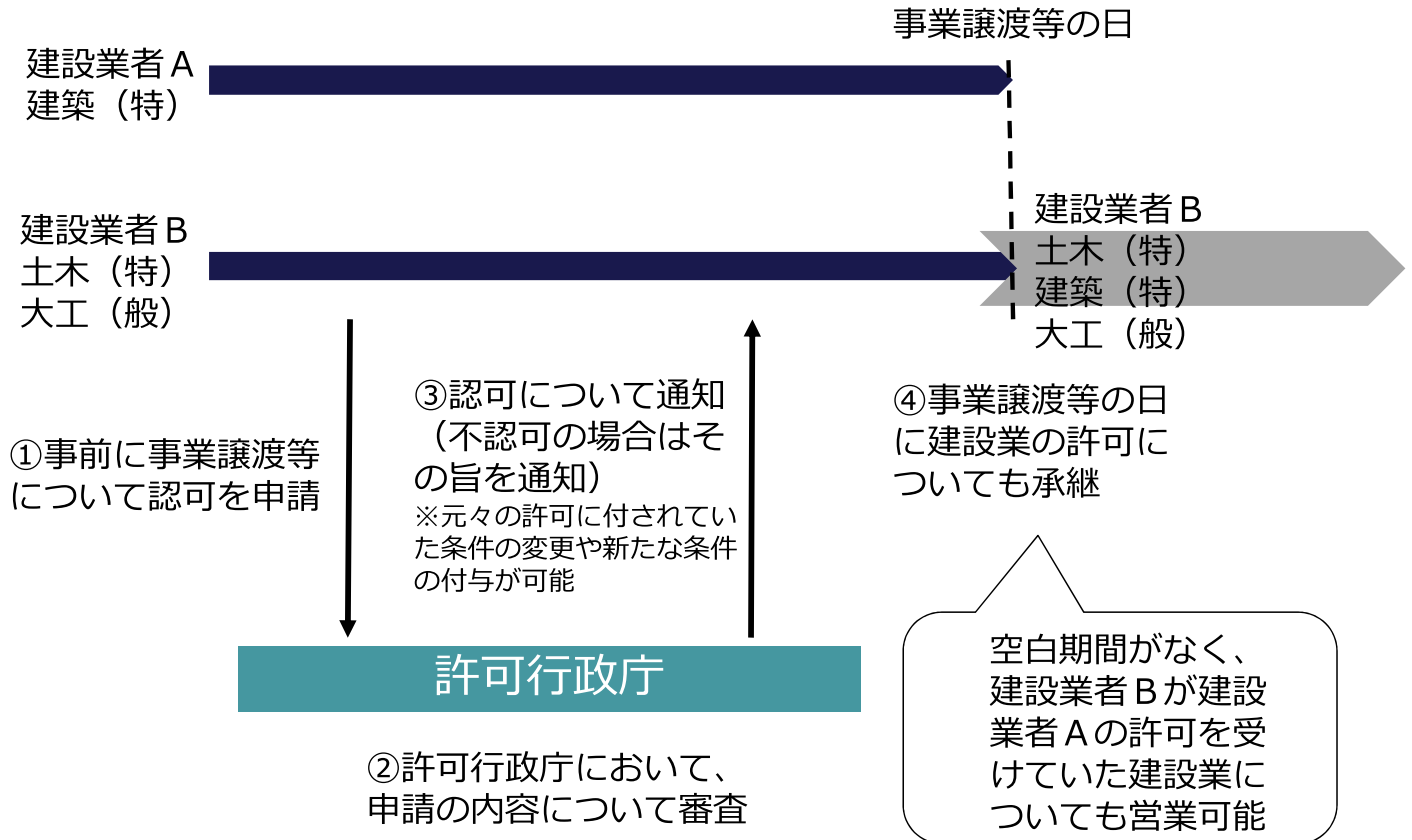


※個人事業主の承継についても同様の規定を整備

11

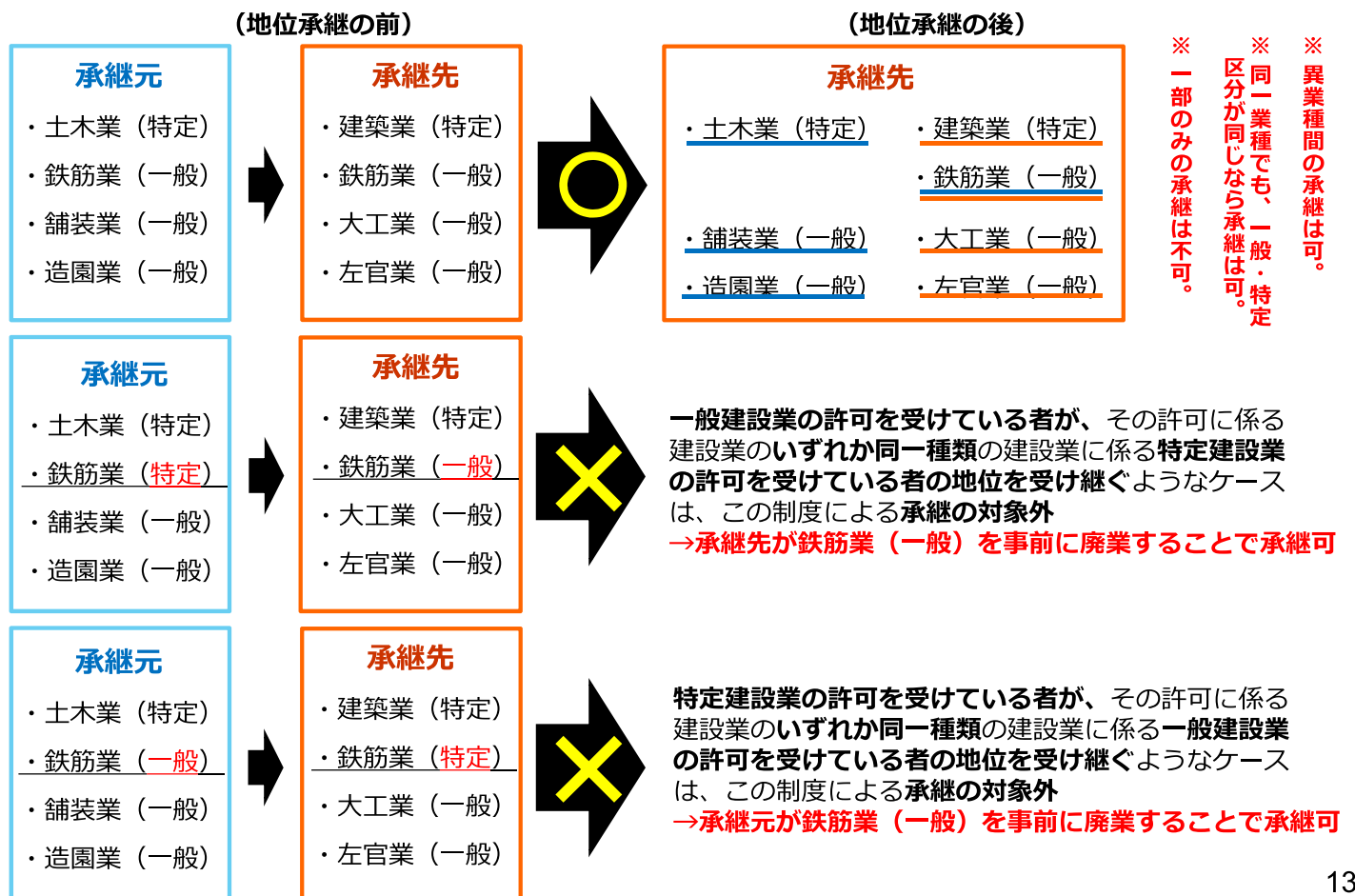
※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）

例：建設業者 A の地位を建設業者 B が承継する場合



12

承継規定の対象外とするケース（建設業法第17条の2各項共通）



13

事業譲渡等の日

建設業者 A
建築（特）
→残り 3 年

事業譲渡等の日に承継する許可、
元々持っている許可の両方の建設
業の許可の有効期間が更新

建設業者 B

建設業者 B

土木（特）
→残り 2 年
大工（般）
→残り 2 年
とび・土（般）
→残り 1 年

土木（特）
建築（特）
大工（般）
とび・土（般）

→残り 5 年

相続について

<被相続人>
建設業者 A
(個人事業主 X)

30 日以内

<相続人>
建設業者 A
(個人事業主 Y)

死亡

①建設業者の死亡後 30 日以内
に相続の認可を申請

※相続しない場合は廃業届等
を提出

※認可の申請をした場
合、認可の申請に対す
る処分があるまでは、
相続人は建設業の許可
を受けたものとして扱
う

③認可について通知
(不認可の場合はそ
の旨を通知)
※元々の許可に付されて
いた条件の変更や新たな
条件の付与が可能

※譲渡・合併・分割の許可
の条件付与の規定、有効
期間の規定は相続につい
て準用される

許可行政庁

②許可行政庁において、
申請の内容について審査

★施工体制台帳の記載事項を追加

- 監理技術者補佐を配置する場合は、その者の氏名及び有する資格
※この場合は、当該資格を証する書類及び恒常的な雇用関係があることを記載した書面を添付する。
- 当該建設工事に従事する者に関する以下の事項（作業員名簿）
 - ・氏名、生年月日及び年齢
 - ・職種
 - ・社会保険の加入等の状況
 - ・中小企業退職金共済法に該当する者であるか否かの別
※中退共又は建退共の加入を記載
 - ・安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - ・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（従事者が希望しない場合は記載不要）



作業員名簿の作成については、建設キャリアアップシステムの活用により、効率的に作成することを想定。

16

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

④監理技術者講習の有効期間について

監理技術者講習

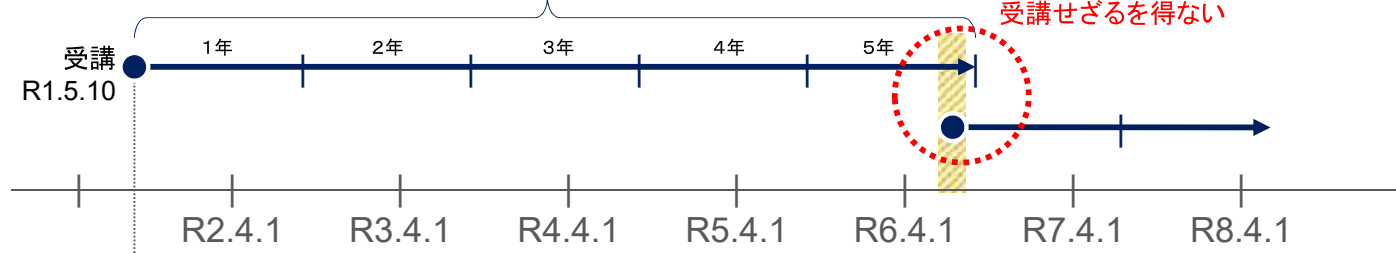
<改正前>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

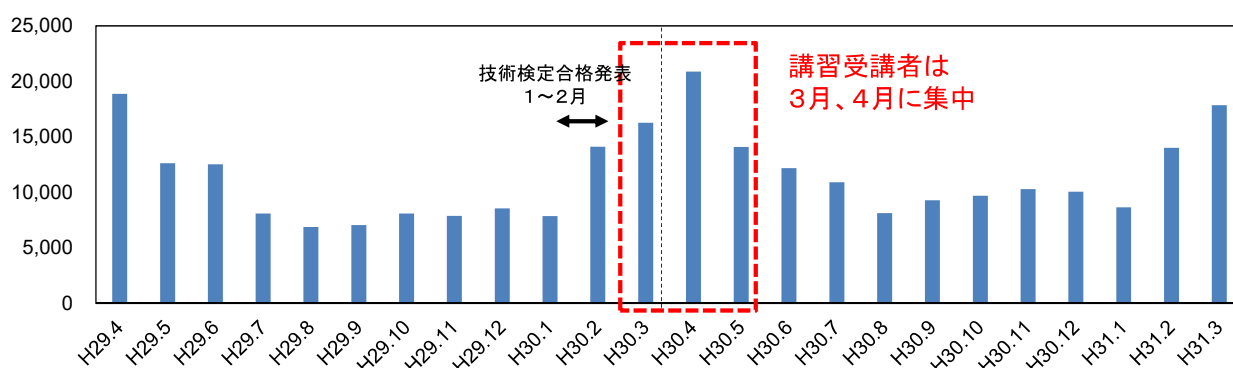
(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。

有効期間: 受講日から5年以内



月別の監理技術者講習受講者数



17

④ 監理技術者講習の有効期間について

監理技術者講習

<改正後>

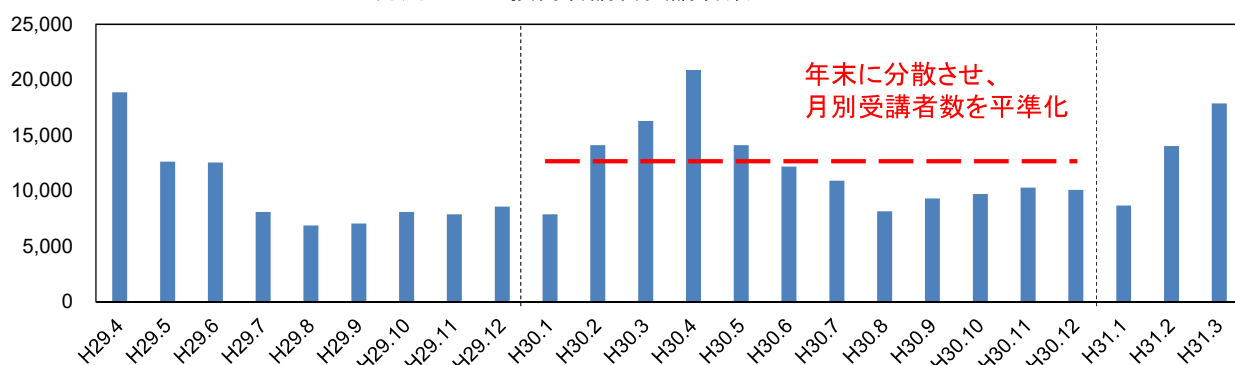
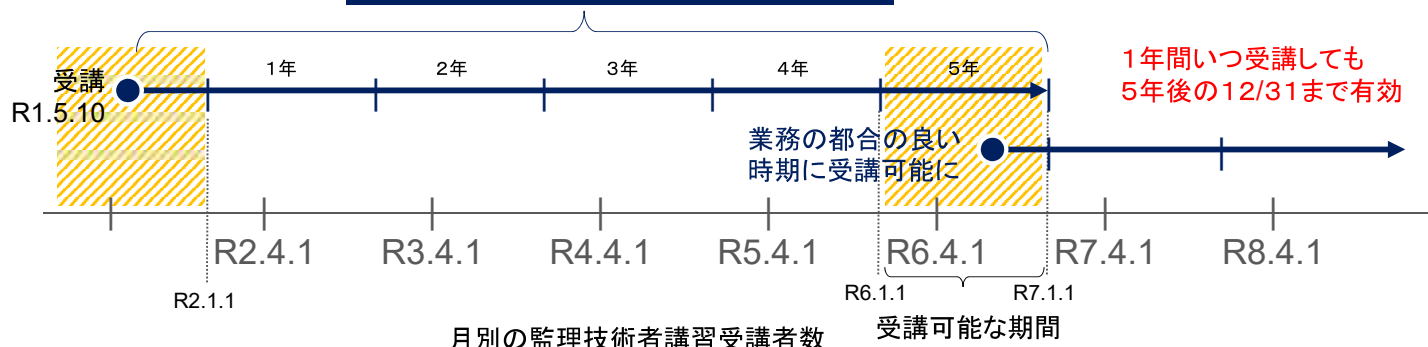
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習のうち直近のものを受けた日の属する年の翌年の開始の日から起算して五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。

※令和3年1月1日から施行

有効期間: 受講日の翌年の1/1から5年以内



18

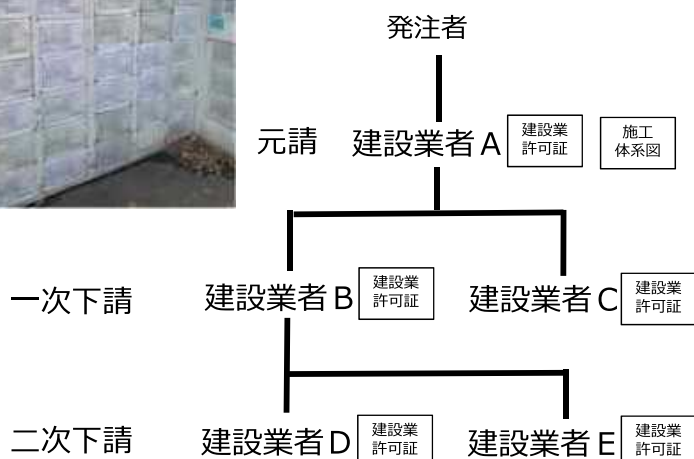
3. (5) 標識の掲示義務の緩和について(建設業法第40条)

- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、許可証と施工体系図の記載事項の改正し、許可証では監理技術者の専任の有無の明確化し、施工体系図では下請人に関する記載事項等を追加することとした。

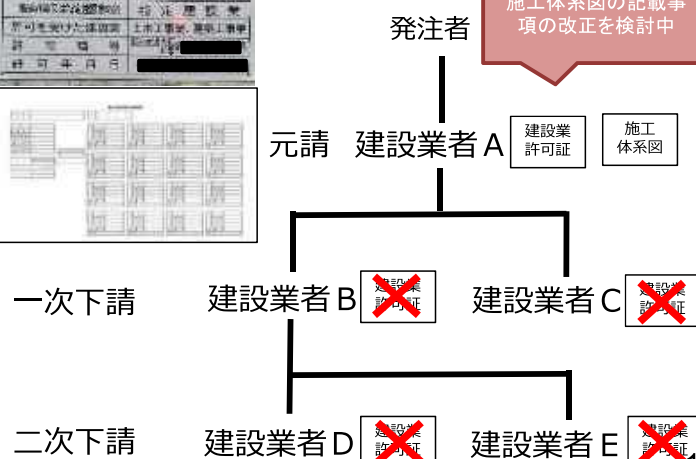
(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【現 状】



【改正後】



19

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

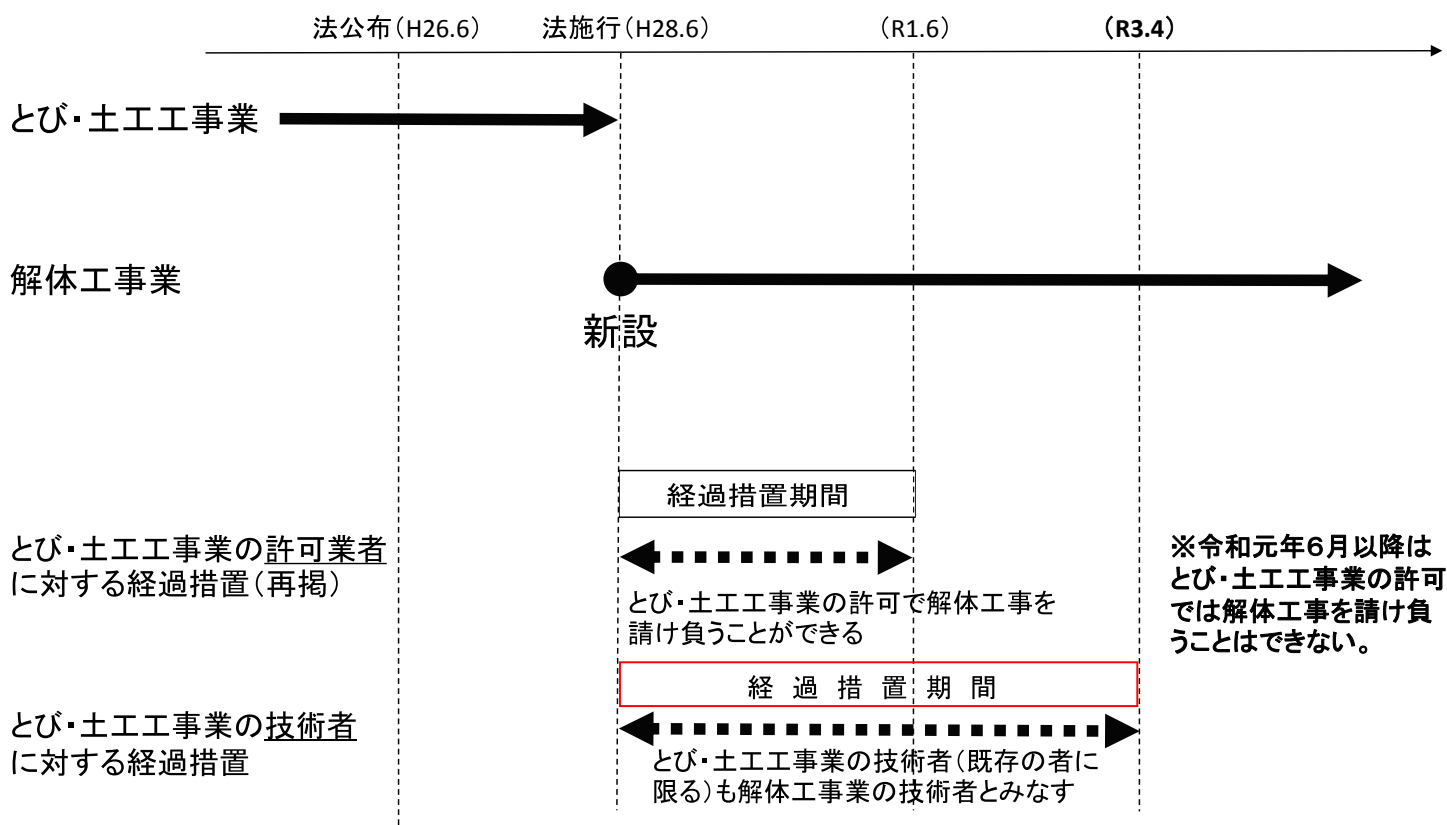
○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

20

解体工事業の技術者要件に関する経過措置の終了について とび・土工工事業の経過措置について



21

解体工事業の技術者要件に関する経過措置

○技術者要件に関する経過措置

令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

(例1) 平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない →解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる

(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

登録解体工事講習について

登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3.5時間以上

登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証

(修了証番号 第 号)

氏 名

(生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第 号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第14号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を終了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

登録講習実施機関代表者 印

(登録番号 第 号)

建設業法における登録解体工事講習の実施機関一覧

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第2条第2項及び第3条第2項の規定により読み替えられた建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号、以下規則）という第18条の3の2の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録解体工事講習」という。）を実施している機関は次のとおりです。今後、登録解体工事講習実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

（平成29年3月31日更新）

登録番号	機関の名称	法人番号	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	4010005003118	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成28年8月1日
2	一般財団法人全国建設研修センター	7012705001694	東京都小平市喜平町2-1-2	042-321-1634	平成28年9月29日

社会保険等への加入対策の強化について

(目的)

社会保険等への加入対策を強化することにより、技能労働者の処遇の向上を図り、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋がるとともに、法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築を促進する。

(平成 27 年 4 月 1 日以降から適用)

すべての県発注工事において、社会保険等未加入の業者を元請から排除。

下請総額 3,000 万円（建築一式工事は 4,500 万円）以上の建設工事を対象に、社会保険等未加入の業者との下請契約を原則禁止。（一次下請まで）

(平成 29 年 4 月 1 日以降から適用)

すべての建設工事（下請総額の制限を撤廃）を対象に、社会保険等未加入業者との下請契約を原則禁止。（一次下請まで）

(平成 31 年 4 月 1 日以降から適用)

すべての建設工事を対象に、社会保険等未加入業者と下請契約原則禁止。（二次以下の請業者も対象）

- ・ 未加入の下請業者に対しては元請業者が指導
- ・ 下請業者が加入しない場合、元請業者に入札参資格停止（1 か月）の措置を実施

※ 元請業者が加入指導を行う未加入業者、元請業者が資格停止となる場合の未加入業者が、一次下請からすべての下請業者に拡大されることになりました。

(令和 2 年10月1日以降から適用)

建設業法改正に伴い、令和 2 年10月 1 日以降の建設業許可申請（更新を含む）については、「適切な社会保険に加入していること」が許可要件となりました。

※ 社会保険等とは

① 雇用保険

労働者の失業が生じた場合、労働者が職に関する教育訓練を受けた場合等に、必要に応じて保険を給付

② 健康保険

労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡、出産について、保険を給付

③ 厚生年金保険

労働者の老齢、障害死亡により所得を喪失した場合等に、本人及び家族の生活保障のため、保険を給付

※ 法令の規定等により、社会保険へ加入が適用除外となっている事業者もあります。

監督処分について

建設業者が建設業法や他の関係法令等に違反した場合や不誠実な行為等を行った場合には、監督処分の対象となります。処分には、「指示処分」「営業停止処分」があります。

指示処分

「指示処分」とは、建設業者の法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を命ずる行政命令です。(建設業法第28条第1項)

営業停止処分

「営業停止処分」とは、建設業者に対し、1年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令です。営業停止処分は、建設業者の行為の内容等から判断して、指示処分では十分でない場合や建設業者が指示処分に従わない場合等に行われます。(建設業法第28条第3項)

その他の処分等について

許可取消処分

「許可取消処分」とは、建設業者が有する建設業の許可を取り消すことをいいます。許可取消処分は、建設業者が許可要件を満たさなくなった場合や重大な不正行為を行った場合等に行われます。(建設業法第29条、第29条の2)

営業の禁止

建設業者に対して営業の停止を命ずる場合、その者が法人であるときはその役員等及び相当の責任を有する営業所長等、個人であるときはその者及び相当の責任を有する支配人(処分日の前60日以内において役員等、営業所長、支配人等であつた者を含む。)に対して、停止を命ずる範囲の営業について、停止を命ずる期間と同じ期間を定めて、新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止します。(建設業法第29条の4第1項)

第29条第1項第7号又は第8号により許可を取り消す場合、建設業者が法人であるときはその役員等及び相当の責任を有する営業所長等、個人であるときは相当の責任を有する支配人に対して、取り消される建設業について、5年間、新たに営業を開始することを禁止します。(建設業法第29条の4第2項)

処分の公表について

監督処分等を行った場合、監督行政庁で「建設業者監督処分簿」を備え付け閲覧に供します。また、県報に登載したり、報道機関に情報提供したりすることがあります。(建設業法第29条の5)

※平成27年4月1日より、「役員」の範囲が「役員等」に拡大され、これまでの取締役に加え、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対し取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれることになり、この「役員等」も上記処分の対象となり得ることになりました。

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改正について

令和2年10月1日に改正建設業法が施行され、国において『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準』を改正したことに伴い、和歌山県の監督処分基準について改正しました。
主な改正内容は次のとおりです。

【主な改正内容】

①不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分について

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行うこととする。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法17条の3の規定によらずに承継した場合であっても、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行い、行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行うこととする。

②建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

③建設業者が建設工事を適切に施工しなかったことにより生じた公衆危害の原因が、建設資材に起因すると認められる場合は、必要に応じて指示処分を行うこととする。

④上位下請が指導監督的な実務経験を持つ主任技術者を専任で配置することで下位の下請の主任技術者の配置が不要となる「特定専門工事」制度を採用した場合は、主任技術者・監理技術者を配置しないことで課される営業停止処分の対象外となる。

⑤無許可業者に対する監督処分の基準について、建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合の基本的な考え方などを示した。

経営事項審査

1. 様式の改正について(令和2年10月1日施行。ただし、令和3年3月31日の申請まで旧様式を使用可能)
2. 建設業の経理の状況の改正について(令和3年4月から適用)
3. 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の新設について(令和3年4月から評価対象)
4. 技術職員数の改正について(令和2年4月実施済み)

1 様式の改正について

令和2年10月1日から経営事項審査の申請書の様式(施行規則様式第25号の14及び別紙2、3)が改正されました。

主な改正点は新たな加点項目が追加されたことです。

ただし、追加された項目が加点対象となるのは令和3年4月1日以降の申請からです。このため、令和3年3月31日の申請までは、改正前の様式を使用してください。また、改正後の様式を使用する場合でも、追加された欄には記入しないでください。

加点項目の追加に伴い、結果通知書の様式も改正されています。なお、令和3年3月31日までの申請に対する結果通知書は全て追加された欄は空白です。

まとめると、今年度の申請がまだの方については、今までの様式を使ってください。来年度の申請書を作る際には改正後の様式をお願いします。

20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
和歌山県知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		

申請時の許可番号	02	大臣コード	国土交通大臣許可（般特）第 号	許可年月日
				令和 年 月 日

前回の申請時の許可番号	03	大臣コード	国土交通大臣許可（般特）第 号	許可年月日
				令和 年 月 日

審査基準日	04	令和 年 月 日
-------	----	----------

申請等の区分	05	
--------	----	--

処理の区分	06	
-------	----	--

法人又は個人の別	07	資本金額又は出資総額	法人番号
		(1. 法人) 千円	

商号又は名称のフリガナ	08	
-------------	----	--

商号又は名称	09	
--------	----	--

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	
-----------------	----	--

代表者又は個人の氏名	11	
------------	----	--

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	
-------------------	----	--

主たる営業所の所在地	13	
------------	----	--

郵便番号	14		電話番号	
------	----	--	------	--

許可を受けている建設業	15	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	(1. 一般) (2. 特定)
-------------	----	--------------------------------	--------------------

経営規模等評価対象建設業	16	
--------------	----	--

技 術 職 員 名 簿

頁 項番 3 5
数 8 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1			年 月 日		8 2							
2			年 月 日		8 2							
3			年 月 日		8 2							
4			年 月 日		8 2							
5			年 月 日		8 2							
6			年 月 日		8 2							
7			年 月 日		8 2							
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10			年 月 日		8 2							
11			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

4

1

3

[1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無

4

2

3

[1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無

4

3

3

[1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

4

4

3

[1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

4

5

3

[1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

4

6

3

[1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

4

7

3

5

(年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

4

8

3

[1.有、2.無]

初めて許可（登録）を受けた年月日

令和

年

月

日

休業等期間

年

か

月

備考（組織変更等）

再生手続又は更生手続開始決定日

令和

年

月

日

再生計画又は更生計画認可日

令和

年

月

日

再生手続又は更生手続終結決定日

令和

年

月

日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

4

9

3

[1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5

0

3

[1.有、2.無]

指示処分の有無

5

1

3

[1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5

2

3

[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

5

3

3

5

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

5

4

3

5

(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

5

5

3

5

10

(千円)

審査対象事業年度

千円

審査対象事業年度の直前審査対象事業年度

千円

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5

6

3

5

(台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

5

7

3

[1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無

5

8

3

[1.有、2.無]

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保

5

9

3

[1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保

6

0

3

[1.該当、2.非該当]

技術職員数（A）

人

若年技術職員数（B）

人

若年技術職員の割合（B/A）

新規若年技術職員数（C）

人

新規若年技術職員の割合（C/A）

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数

6

1

3

5

10

(単位)

技術者数

11

15

(人)

技能レベル向上者数

6

2

3

5

(人)

技術者数

9

10

15

(人)

控除対象者数

15

20

(人)

- 19 -

〒 NNN - NNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNN 殿

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

NNNNNN 許可 99 - 999999 号
審査基準日 NN 99 年 99 月 99 日

電話番号 XXXXXXXXXXXX
資本金額 9,999,999,999
完成工事高/売上高(%) 999.9
行政庁記入欄 XX-XXXXX
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

経営規模等評価の結果

総合評定値

NN 99 年 99 月 99 日

を通知します。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可 区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高・元請完成工事高及び技術職員数							評点 (Z)
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高							
					N年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他		
N	土木一式	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	プレストレストコンクリート構造物	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999						9999	
N	建築一式	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	大工	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	左官	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	とび・土工・コンクリート 法面処理	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	石	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	屋根	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	電気	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	管	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	タイル・れんが・ブロック	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	鋼構造物	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	鋼橋上	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999						9999	
N	鉄筋	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	舗装	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	しゅんせつ	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	板金	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	ガラス	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	塗装	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	防水	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	内装仕上	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	機械器具設置	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	熱絶縁	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	電気通信	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	造園	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	さく井	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	建具	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	水道施設	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	消防施設	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	清掃施設	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	解体	9999	9,999,999,999	9999	9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999	9999	
N	その他		9,999,999,999		9,999,999,999							
	合計		9,999,999,999		9,999,999,999	99,999	(99,999)	99,999	99,999	99,999		

(参考)

科目	NN決算	科目	NN決算	経営状況	NN決算	経営状況	NN決算
固定資産	999,999,999,999	売上高	999,999,999,999	純支払利息比率	999999.999	自己資本対固定資産比率	999999.999
流動負債	999,999,999,999	売上総利益	999,999,999,999	負債回転期間	999999.999	自己資本比率	999999.999
固定負債	999,999,999,999	受取利息配当金	999,999,999,999	総資本売上総利益率	999999.999	営業キャッシュフロー	999999.999
利益剰余金	999,999,999,999	支払利息	999,999,999,999	売上高経常利益率	999999.999	利益剰余金	999999.999
自己資本	999,999,999,999	経常利益	999,999,999,999	評点	(Y)		9999
総資本(当期)	999,999,999,999	営業キャッシュフロー(当期)	999,999,999,999				
総資本(前期)	999,999,999,999	営業キャッシュフロー(前期)	999,999,999,999				

[金額単位: 千円]

- 「自己資本額」の欄に「※」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。
- 「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

自己資本額及び利益額		数値	点数
自己資本額 X		9,999,999,999	9999
利益額		9,999,999,999	9999
評点	(X ₂)		9999
その他の審査項目(社会性等)			
雇用保険加入の有無	NN		
健康保険加入の有無	NN		
厚生年金保険加入の有無	NN		
建設業退職金共済制度加入の有無	NN		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	NN		
法定外労働災害補償制度加入の有無	NN		
労働福祉社の状況			9999
営業年数	999年		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	NN		
建設業の営業継続の状況			999
防災協定の締結の有無	NN		
防災活動への貢献の状況			99
営業停止処分の有無	NN		
指示処分の有無	NN		
法令遵守の状況			999
監査の受審状況	NNNNN		
公認会計士等の数	9,999		
二級登録経理試験合格者の数	9,999		
建設業の経理の状況			99
研究開発費	9,999,999,999		
研究開発の状況			99
建設機械の所有及びリース台数	999台		
建設機械の保有状況			99
ISO9001の登録の有無	NN		
ISO14001の登録の有無	NN		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況			99
若年技術職員の継続的な育成及び確保	NNN		
新規若年技術職員の育成及び確保	NNN		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況			9
C P D 単位取得数	単位		
技術者数	人		
レベル向上者数	人		
技能者数	人		
控除対象者数	人		
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況			
評点	(W)		9999

2 建設業の経理の状況の改正について

令和3年4月1日から経理士試験の合格に加えて講習を受け、登録経理士講習実施機関に登録されていることが要件になります。

このことについて、要件の詳細が明らかになりました。

出典：国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001310003.pdf>)

資料3

経営事項審査の審査基準の改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

W₅₂に関する評価基準の改正案

国土交通省

改正の概要

W₅₂ **経理に関して継続的に知識の向上に努めている者である**
ことを経営事項審査上の評価要件とすることに見直す

公認会計士等数 = (イの人数 × 1.0) + (ロの人数 × 0.4)

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者~~
~~並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関~~
~~に登録された1級登録経理士。~~
- ロ ~~登録経理試験の2級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録~~
~~された2級登録経理士。~~

年間平均完成工事高	公認会計士等数					
	600億円以上	198以上 136未満	108以上 108未満	72以上 72未満	36以上 36未満	0未満
	150億円以上 600億円未満	88以上 88未満	48以上 48未満	26以上 26未満	16以上 16未満	0未満
	40億円以上 150億円未満	44以上 44未満	24以上 24未満	12以上 12未満	08以上 08未満	0未満
	10億円以上 40億円未満	24以上 24未満	12以上 12未満	06以上 06未満	04以上 04未満	0未満
	1億円以上 10億円未満	12以上 12未満	08以上 08未満	04以上 04未満	02以上 02未満	0未満
1億円未満	04以上	0	0	0	0	0
評点	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(テーブルの変更点なし)

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

18

改正の概要

W₅₁ 監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出について、**経理に関して継続的に知識の向上に努めている者を適正を確認できる者とする**ことに見直す

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

経理処理の適正を確認できる者を、下記イに該当する者とする

イ 公認会計士、会計士補、税理士及び~~これらとなる資格を有する者~~
~~並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関~~
~~に登録された1級登録経理士。~~

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

19

対象となる経理士

(建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロ、ハ、ニ)

1. 登録経理士試験(略)に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
2. 登録経理講習(略)を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
3. 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

具体的には

(国土交通省告示第1060号「建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニの同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると求める者を定める告示」)

ア 令和5年3月31日までの間に限り、平成29年3月31日以前に登録経理士試験に合格したもの

イ 登録経理士試験に合格した者を対象に当該者の知識の向上を目的として(一財)建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの

例

令和3年(2021年)5月1日に令和2年(2020年)12月31日を審査基準日に申請する場合

- (1) 平成30年(2018年)8月1日に試験に合格した方 **対象**(1に該当)
- (2) 平成10年(1998年)8月1日に試験に合格した方 **対象**(アに該当)
- (3) 令和元年(2020年)8月1日に(一財)建設業振興基金の講習を受けた方 **対象**(イに該当)

※ 詳細は技術調査課にお問い合わせください。

3 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の新設について

令和2年10月19日現在、国土交通省から新情報の発表はありません。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W₁₀)の評価(案)  国土交通省

<評価対象とする建設業者>
雇用する技術者・技能者の知識及び技術又は技能の向上に努めている企業

<具体的評価方法>
個々の企業における技術者と技能者の割合はさまざまであるため、全体の点数(10点を想定)とした上で、技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況の評価したもの(技術者点及び技能者点)を合算して算定する。
(※小数点未満は切上)

$$W_{10} = \left(\frac{\text{技術者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技術者点} + \left(\frac{\text{技能者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技能者点}$$

技術者点(10点満点)
<背景>
○ i-Constructionなどの施工のICT化が進展し、新たな技術の活用がより一層重要となる中、技術者は常に最新の技術を習得するため、継続的な技術研鑽が必要。
○ しかし、監理技術者資格者証の取得に5年毎の講習受講が必要とされているものの、施工管理技士が永久資格となっているなど、技術研鑽は個人の自主性に委ねられている。

<評価する内容>
学会・業団体等において認定されているCPDプログラムにおいて、当該建設業者に属する技術者1人当たりが1年間に取得したCPDの単位
※技術者の継続教育(Continuing Professional Development)

技能者点(10点満点)
<背景>
○ 個々の技能者がその技能を磨き、それにふさわしい処遇を受けることが、施工能力の向上のみならず担い手の確保にもつながる。
○ 本年4月から本格導入されている建設キャリアアップシステム(CCUS)に蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準に基づき、4段階のレベルで技能者の技能が客観的に評価されるようになった。

<評価する内容>
基準日前3年間ににおける能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

12

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W₁₀)の評価(案) 国土交通省

○基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者のCPD取得状況

- ・当該建設業者に所属している建設技術者について、審査基準日において、基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・配点については、現在のCPD取得状況をもとに検討する。

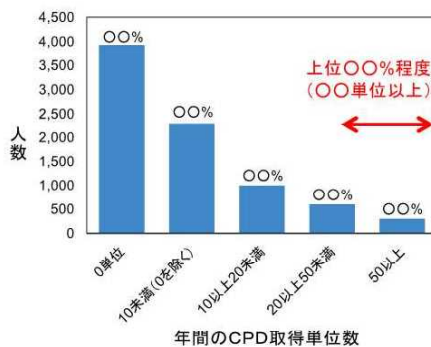
【計算式】

基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者が取得したCPD単位の総数

= ○○ 単位

※ 下表の評点一覧に記載している分類に応じて、評点を割り振ることとする。

基準日において所属している建設技術者の数



【評点一覧】

基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数	評点
○○以上	10
○○以上○○未満	8
○○以上○○未満	6
○○以上○○未満	4
○○以上○○未満	2
○○未満	0

14

新情報なし

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W₁₀)の評価(案) 国土交通省

○基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

- ・審査基準日において、基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・基準日において既にレベル4と判定されている建設技能者については、能力評価基準の最高位となっているため対象とはせず、建設技能者の数から除いて計算する。

【計算式】

基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にレベルアップした建設技能者の数

= ○%

※ 下表の評点一覧に記載している割合に応じて、評点を割り振ることとする。

基準日における建設技能者の数 (基準日より3年前時点において既にレベル4であった者を除く)

【評点一覧】

基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況	評点
○%以上	10
○%以上○%未満	5
○%以上○%未満	3
○%未満	0

15

新情報なし

4 技術職員数の改正について

この改正は、令和2年4月1日からすでに実施されています。

主な改正点は新たに建設キャリアアップ制度でのレベル4、レベル3の建設技能者が加点对象となりました。

ただし、レベル4で登録基幹技能者と同点、レベル3で建設業法の2級技術者と同点です。

技術職員区分の見直し(案)			国土交通省
(改正案: 赤字部分)			
評点	技術職員区分		資格
6点	1級監理受託者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者	・1級建設機械施工技士(建設業法) ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技士(技術士法) 等
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)	
3点	基幹技能者 等	登録基幹技能者講習の修了者 等	・登録電気工事基幹技能者 ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者 等
2点	2級技術者 等	技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者 等	・2級建設機械施工技士(第1種～第6種)(建設業法) ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) ・甲種、乙種消防設備士(消防法) ・1級左官技能士(職業能力開発促進法) ・登録基礎くい工事試験の合格者(建設業法) ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者 等
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験が有する者 実務経験による主任技術者 等	・第2種電気工事士(電気工事士法)+実務3年 ・電気主任技術者(電気事業法)+実務5年 ・給水措置工事主任技術者(水道法)+実務1年 ・2級左官技能士(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格者(建設業法)+実務1年 ・建築設備士(建築士法)+実務1年 ・指定学科卒業後、3年または5年の実務経験を積んだ主任技術者(建設業法第7条) ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

原則として能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」で本人かどうか、職種、評価年月日、レベルを確認します。(常勤確認書類が別途必要です。)

なお、やむを得ない事情で「能力評価(レベル判定)結果通知書」の発行が受けられない場合には技術調査課までご相談ください。

【資格の確認方法】

能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」にはレベル及び職種が記載されていますので、**確認書類として「能力評価(レベル判定)結果通知書」の提出**をお願いします。

なお、結果通知書につきましては、能力評価実施機関にお問い合わせ下さい。

◆能力評価(レベル判定)結果通知書(見本)

能力評価(レベル判定)結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価(レベル判定)の結果、貴殿を**登録技能者レベル3**として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	熟練
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
登録技能者能力評価実施機関

令和2年度 建設業法等研修会

令和2・3年度入札参加資格審査申請について (県内建設業者)

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

基本事項

◎ 和歌山県の建設工事の入札に参加するには…

建設業許可をとる



経営事項審査を受ける



入札参加申請を行う

定期受付・追加受付期間中に入札参加資格審査を申請します



(県が作業) 資格審査 → 総合点数算定 → 格付け認定



認定通知書が送付されます(認定開始日の前月中)



認定開始日以降、ランクに応じて工事の入札に参加できます



(変更があれば) 総合点数の定期再算定を申請します

注意事項

○ 入札参加に申請できない方

1 建設業許可を受けていない者

2 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者

4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

5 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。

6 申請者その他の関係者が暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められる者

7 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。ただし、総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「とび・土工・コンクリート」又は「解体」である場合には、「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高と「解体」の平均完成工事高の合計が250万円以下である者。

8 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

9 経営状況が著しく不健全であると認められる者

（以下省略）

注意事項

経営事項審査の受審後、
総合評定通知書内の平均完成工事高が――

- ・ 0円を超えていれば申請可能
申請書中、業種名が灰色に網掛けされている業種
- ・ 250万円を超えていれば申請可能
申請書中、網掛けのない業種 ※(と)(解)を除く
- ・ 2業種での合計が250万円を超えていれば申請可能
(と)(解)の2業種

(注) 総合評定通知書とは、経営事項審査の結果として発行され、入参申請時に添付するものを指します。

[illegible]

(申請する業種の枠に「1」を記入。)

主：(と)(解)についてはこの2業種の平均完成工事高を合計した金額が250万円以下の場合には申請できません。

令和2・3年度 建設工事に係る入札参加資格審査について(県内建設業者)

◎ 定期受付・追加受付

令和2・3年度（令和2年6月1日～令和4年5月31日）の県内建設業者の建設工事に適用する入札参加資格審査の受付を下記の日程で実施しています。

各受付	受付期間	認定期間 (いずれも令和4年5月31日まで)
定期受付 (終了済)	令和2年 1月 9日 ～ 令和2年 2月 5日	令和2年 6月1日 ～ 令和4年 5月31日
第1回追加受付 (終了済)	令和2年 6月11日 ～ 令和2年 6月24日	令和2年 9月1日 ～ 令和4年 5月31日
第2回追加受付 (終了済)	令和2年 9月10日 ～ 令和2年 9月25日	令和2年12月1日 ～ 令和4年 5月31日
第3回追加受付	令和2年12月10日 ～ 令和2年12月23日	令和3年 3月1日 ～ 令和4年 5月31日
第4回追加受付	令和3年 3月11日 ～ 令和3年 3月24日	令和3年 6月1日 ～ 令和4年 5月31日
第5回追加受付	令和3年 6月10日 ～ 令和3年 6月23日	令和3年 9月1日 ～ 令和4年 5月31日
第6回追加受付	令和3年 9月 9日 ～ 令和3年 9月24日	令和3年12月1日 ～ 令和4年 5月31日

受付窓口：各振興局建設部、海南工事事務所

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当面は郵送による提出も可能です。
(詳細については技術調査課HPを必ずご確認ください。)

令和2・3年度 建設工事に係る入札参加資格審査について(県内建設業者)

◎ 定期再算定

定期・追加受付により入札参加資格を有している者を対象に、総合点数の再算定も下記の日程で実施しています。ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

各受付	受付期間	認定期間 (いずれも令和4年5月31日まで)
第1回定期再算定	令和2年 6月 1日 ～ 令和2年10月31日	令和2年12月1日 ～ 令和4年 5月31日
第2回定期再算定	令和2年11月 1日 ～ 令和3年 4月30日	令和3年 6月1日 ～ 令和4年 5月31日
第3回定期再算定	令和3年 5月 1日 ～ 令和3年10月31日	令和3年12月1日 ～ 令和4年 5月31日

※変更の事実の発生から30日以内（又は再算定申請締切日まで）に必ず申請を行ってください。
減点の再算定の申請怠りの結果、**事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）**の対象となります。

減点の再算定申請 …
たとえば ・重機を手放した
・障害者や新規学卒者が離職した

など、点数表の再算定（減点）が”○”となっている項目が対象です。
点数変動は小さくても、減点による再算定の申請はお忘れなく!!

申請の流れ

令和2・3入参(県内建設)地方基準点数項目早見表 (HP掲載)

項目	点数	業種	再算定(加点)	再算定(減点)
1 独占禁止法の遵守体制の整備	30点	全業種	○	○
2 暴力団排除への取組	30点	全業種	○	×
3 災害時対応重機の所有	上限60点	土木のみ	○	○
4 災害時対応仮設資材の所有	鋼矢板8t:10点 H型鋼3t:10点	土木のみ	○	○
5 大規模災害時の応急対策業務の取組				
県との協定	40点	加入団体で決まる業種	○	○
市町村との協定	10点	土木・建築	○	○
6 災害時等緊急対応への貢献	20点×件数(上限60点)	土木のみ	○	×
7 ISO9000シリーズの認証取得	20点	全業種	○	○
8 ISO14000シリーズの認証取得	20点 ※エコアクションと重複しない	全業種	○	○
9 エコアクション21の認証取得	10点 ※ISO14000と重複しない	全業種	○	○
10 廃棄物の処理体制	10or20点	全業種	○	○
11 労働安全衛生法関係資格者数	2点×人数(上限20点)	全業種	×	×
12 労働災害防止への取組	10点	全業種	○	○
13 常時雇用者人数	2点×人数(上限60点)	全業種	×	×
常時雇用者人数(若年者、女性職員、就職困難者)	5点×人数(上限20点)	全業種	○	○
14 障害者雇用	20点	全業種	○	○
15 建設業関連学科新規卒業生雇用	5点×人数(上限20点)	卒業学科で決まる業種	○	○
16 次世代育成支援等への取組	5点or10点	全業種	○	○
17 工事成績	県工事成績の平均点により ▲60～140	業種別に計算	×	×
18 高得点工事成績	30点×件数(上限60点)	発注業種	○	自動減点
19 和歌山県優良工事表彰	30点	発注業種	○	自動減点
20 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)	20点	全業種	○	○
21 技術者数	(1級10点、2級・登録基幹技能者 5点、その他3点)×人数	業種別に計算	×	×
22 技術力向上への取り組み(CPD)	2点×人数(上限10点)	全業種	×	×

黄色に塗られた項目(×の項目)
および経営事項審査のP点は、
再算定による見直しをしません。

→認定期間中は点数が変わらず、
再算定の必要がありません。

※13. 常時雇用者人数 は、
雇用者の全体人数の増減は再算定不要ですが、
内「若年者や女性職員等(上限4名)」は
加点や減点の再算定の対象です。

13. 常時雇用者の若年者(35歳未満)は、
認定後に加点対象者が35歳の誕生日を迎えても
減点の再算定は提出不要です。

18. 高得点工事成績
19. 和歌山県優良工事表彰 は、
申請後は削除の処理・計算を県で行うので
減点の再算定は提出不要です。

→加点期間経過後に自動減点されます。

令和2・3年度 建設工事に係る入札参加資格審査について(県内建設業者)

格付けランカー一覧表 ※前回から基準変更無し

	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の業種
Aランク	1,000点以上	700点以上	660点以上	690点以上	点数に関わらず Wランクのみ
Bランク	880点～999点	600点～699点	520点～659点	580点～689点	
Cランク	750点～879点	599点以下	519点以下	579点以下	
Dランク	749点以下	(なし)	(なし)	(なし)	

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けの例外措置

- ・「暴力団排除への取組」無し・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・ 技術者が1名となった業種・該当の業種が最下位ランクに格付けされます。

○ ランクダウン ・・ランクが1段階下がります。

○ 格付けの一時取り消し ・・一時的にランクが取り消され、入札に参加できません。

○ 資格認定の取り消し ・・再び資格が認定されるまで入札に参加できません。

◎ 格付けランクの随時変動

○ ランクダウン

次の場合にはランクが1ランク下として格付けされます。

(最下位ランク又はWランクのみの業種がランクダウンすると、解消するまで入札に参加できません。)

・ 90日間のランクダウン

- 1 県発注の工事について工事成績評定点が55点未満の場合
- 2 施行体制Gメンで指導書の交付を受け、1年以内に2回目の指導書の交付を受けた場合
- 3 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた場合
- 4 市町村等発注工事(2,500万円以上に限る)について、工事实績情報システム(CORINS)への登録義務に関わらず登録を行わなかった場合 ※継続的な場合に限る
- 5 **地方基準再算定の減点のための再算定を、申請締切日の属する再算定受付期間終了日までに申請を怠った場合(本来加点されないはずの点数が加点されてしまうため)**
- 6 県が発注した建設工事において、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合

・ 未納状況が解消するまでランクダウン

- 7 労働保険料の**未納**がある場合
- 8 社会保険料の**未納**がある場合

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けランクの一時取り消し

次の場合には、格付けランクが一時取り消され、その状況が解消されるまで入札に参加できません。

- ・ 経営事項審査で外注費が95%以上でかつ技術者が1人の場合
- ・ 建設業許可を受けた営業所に営業実態が無い等の場合

○ 資格認定の取り消し

会社更生法及び民事再生法を除く申請できない理由に該当したとき。
(会社更生法及び民事再生法の場合には手続開始決定を受け、新たな状態で総合点数の付与及び格付けを受けるまで入札に参加できなくなります。)

資格認定を取り消されると、再び資格認定されるまで入札に参加できません。
特に、**暴力団関係者が経営者等になった場合や申請書類等に虚偽を記載した場合は、5年間は入参参加資格審査を受けることすらできなくなります。**

参考

◎ 技術者の常勤確認について

技術者について常勤と認める賃金、勤務日数、勤務内容の基準は次のとおりです。

○ 審査基準日時点に技術者と認められる基準

- ・給与が8万円以上であること
- ・1ヶ月のうち概ね15日以上、営業所又は工事現場において建設業に關係する業務に従事していること。
 ※ 個人事業主の専従者は8万円未満でも可。(確定申告書や税務署への開業届の専従者欄による確認)
 ※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
 ※ 経審で求めている「審査基準日の」6ヶ月前」からの雇用である必要はありません。

申請時に提出していただく常勤確認書類は、定期受付時から変更はありません。

なお、手引きの(c)を確認書類とした技術者について、常勤確認の一環として、事前連絡のうえ営業所を訪問して当該技術者にヒアリングを行い、上記基準を満たしていることを確認する場合があります。

(参考) 常勤確認書類 ※R2・3年度手引きから抜粋

- (a) 社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 (提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書)の写し
- (b) 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 (事業主通知用)と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方の写し
- (c) 雇用保険に加入できない場合は、源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し及び健康保険被保険者証の写し

※直近の経営事項審査における「技術職員名簿(別紙二)」にも記載されている方については、上記(a)～(c)の書面の写しは省略できます。

※R2.10.1以降、健康保険証(写)提出は「記号・番号・保険者番号」にマスキング(黒塗り)が必要です!!
 (詳細は入参の手引きまたは厚生労働省HPでご確認ください)



参考

◎ 納税証明書の様式について

(受付回ごとに証明日が異なるため、R2・3年度手引き内の別表でご確認ください。)

○ 県税の納税証明書(原本)

- ・別記第1号の12の2・
 個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに
 未納がない証明

○ 消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)

- ・その3・ 税目指定で「地方税及び地方消費税」を指定してください。
- ・その3の2・ 個人事業主用。税目指定不要。
- ・その3の3・ 法人用。税目指定不要。

(見本) 納税証明書 その3の2

その他の取扱い

◎ 暴力団関係者等の排除規定の運用の厳格化について（H23年度から）

「和歌山県暴力団排除条例」が施行され、県の公共工事の入札から暴力団関係者等を排除する措置を講じることが義務づけられました。

入札参加制度においては、今までも暴力団関係者等の排除に取り組んできたところですが、今後も以下の取組を継続するとともに、より一層の取組を進めていきます。

- 入札参加に際して事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等に暴力団関係者等がないこと及び入札参加している間は暴力団関係者等を事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等にしないことを誓約していただきます。
- 上記の誓約をきちんと守っていただいているか、県警と協力してチェックします。

◎ 不当要求防止対応への取組について（H26年度から）

県との契約時に不当要求の拒否及び県への報告義務等について誓約書をご提出いただいているところですが、入札参加資格審査の受付時にも誓約書をいただくこととしております。

◎ 労働保険料・社会保険料の未納チェック期間について

労働保険料及び社会保険料に納付状況について、引き続き過去の全期間がチェック対象となります。

- 審査基準日から無期限に遡って未納をチェックした結果、過去に未納が発生して現在まで解消されていないことが判明した場合にはランクダウンの措置をとります。
- 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

その他の取扱い

◎ 技術者の登録・変更について（R2.4月から）

入札参加資格審査申請（または経営事項審査受審）のために実務経験、国監者の技術者登録をする場合、入参申請書の様式第5号を受付窓口に2部（1部控え）提出してください。

【許可】様式第11号の2

国家資格者等・監理技術者一覧表 ※R2廃止

【入参】様式第5号 変更用・技術職員登録書

※実務経験、国家資格者・監理技術者の登録、変更に用います。

入参申請までに申請する技術者を様式第5号単独の提出により登録してください。

申請後も変更があればすみやかに提出してください。

また経審受審においては、技術者登録されていれば従来どおり受審時の資格者証等提示を省略します。

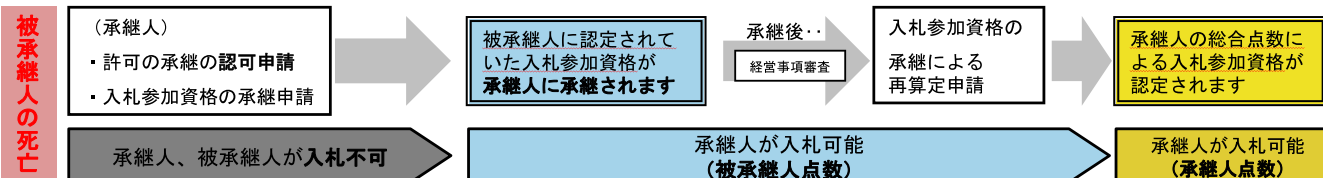
その他の取扱い

◎ 建設業許可の承継について（R2. 10月から）

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

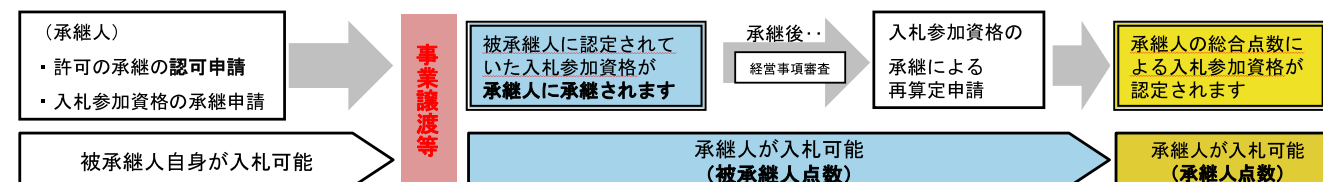
承継手続き（死亡等による相続）

※和歌山県知事へ認可申請する場合（予定）



承継手続き（法人成り、事業譲渡）

※和歌山県知事へ認可申請する場合（予定）



その他の取扱い

◎ 建設業許可の承継について（R2. 10月から）

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

（参考） 認可を受けない場合の手続き

※従来から手続きに変更ありません

